

企業と生物多様性

——保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)がもたらす新たな機会

国際自然保護連合(IUCN)事務局長 グレーテル・アギラー



生物多様性の喪失が世界的に加速している。この動きに歯止めをかけ、反転させるためには、政府、市民社会組織、先住民、地域コミュニティ、民間部門だけでなく、社会全体で行動する必要があるとの認識が広がってきている。

2022年の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)は、あらゆる行動主体を対象とする枠組みであり、政府全体と社会全体のためのグローバルプランである。とりわけGBFのターゲット15は、事業者に対して、生物多様性関連のリスクお

よび負の影響を評価、開示、軽減することを求めている。しかし、(GBFには)事業者をはじめとする非政府の各主体に対し、生物多様性の保全に直接寄与する機会を提供する可能性があるターゲットが他にもあるということ、大きな関心を集めている。

その目標とはターゲット3である。ターゲット3は、陸と海のそれぞれ少なくとも30%が2030年までに効果的に保全・管理されることを求めている。「30 by 30目標」として広く知られるこのターゲットは、2030年までに生物多様性の喪失に歯止めをかけ、反転させるというGBFの全体目標の達成に不

可欠であり、自然保全コミュニティの中からだけでなく、その外からも大きな関心が寄せられている。

30 by 30を達成する経路の一つが、この記事の主題であるOECM(Other Effective area-based Conservation Measures)である。30 by 30目標の文脈において、OECMは長期的な生物多様性保全に資する(境界線が明確な)地域のことをいう。

OECMの重要な特徴は、各生物の生息域内において生物多様性の効果的な保全に寄与する保護地域以外のエリアであることと、当該エリアのガバナンスが、政府機関はもとよ

り、民間部門、先住民、地域コミュニティも含む多様な主体によって担われていることである。

端的に言う、保護地域がその管理目標に

よって定義されるのに対して、OECMはその地域がもたらす生物多様性保全の効果によって定義されるということである。

OECMは新しい概念ではない。この概念

OECMの生み出す機会と課題



出所: Jonas, H. D., Wood, P. & Woodley, S., Volume Editors (2024). Guidance on other effective area-based conservation measures (OECMs). IUCN WCPA Good Practice Series, No.36. Gland, Switzerland: IUCN, p. 3 Figure 1. 原出典: WWF. (2022). Backing the Stewards of Nature: Supporting local approaches to global conservation targets through other effective area-based conservation measures. Washington, DC: WWF-US)

が初めて言及されたのは、2010年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)での愛知目標の合意においてである。しかしながら、その定義が合意されたのは、それから8年後、第14回締約国会議においてはあった。その後、2022年にGBFが採択された際に、30 by 30目標を達成するための新たな経路としてOECMは大きな注目を集めた。

国際自然保護連合(IUCN)は、OECMに該当するエリアの具体的な特定と科学技術的助言の活用についての支援を生物多様性条約締約国から求められた。これを受けIUCNは、本連合の世界保護地域委員会(IUCN-WCPA)主導のもと、グローバルガイダンスと補足報告書を複数言語で公表した。さらに、IUCNは、ビデオ、ウェビナー、ポッドキャストなどの学習ツールを活用し、様々な国に対し、OECMに該当する地域の採用を効果的に行うための支援を行っている。

OECMに認定されるためには、生物多様性条約のもとで合意された以下の四つの基準を満たす必要がある、IUCNのガイダンスもこれに準じている。

基準A: 現時点で保護地域に指定されていない

基準B…統治・管理された地域である

基準C…各生物の生息域内における生物多様性の保全に継続的かつ効果的に貢献している

基準D…地域に付随する生態系機能・サービスや、文化的、精神的、社会経済的、その他地域関連の価値が認められる

つまり、OECMとは、境界線で区切られた、保護地域ではない地域であって、これに生態系機能・サービスが付随し、さらに（これに関連する）文化的、精神的、社会経済的、その他地域関連の重要な価値が認められる、各生物の生息域内における生物多様性の保全にポジティブかつ持続的で長期の効果をもたらす方法で統治・管理されている地域をいう。OECMに認定されることにより、当該地域の統治の仕組みや管理のあり方が生物多様性保全に意義ある形で寄与していることが明らかとなり支援を受けられるという価値ある機会が提供されることとなる。OECMは、生態的つながりの強化や生態系サービスの向上を促し、陸・海・内陸水域の環境保全のネットワークが、より効果的で模範的かつ統合されたものなることを確かなものとする。

その一方で、いくつかの課題がすでに明らか

かになっている。例えば、知識や技術に国際的な格差が存在する。また、生態系が劣化した地域にOECM枠組みが適用されてしまったり、権利を侵害するかたちでOECMが適用されてしまったりするリスクもある。さらに、OECM登録を促すインセンティブを強化したり、OECM登録がもたらす利益を増やしたりする必要もある。

2025年11月現在、IUCNと国連環境計画(UNEP)が共同所有し、国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター(UNEP-WCMC)が管理する世界OECMデータベース(WD-OECM)には、日本を含む16カ国から6594件のOECMが登録されている。16カ国という数は少なく見えるかもしれないが、これは潜在的な可能性を有する地域がまだまだ登録に至っていないという事実を反映している。実際、OECMの採用を検討する国は増えつつある。目標年である2030年までに、現在よりはるかに多くの国々からOECM登録が行われることになるだろう。

IUCNの認識では、日本は国内におけるOECMの可能性を探る取り組みをいち早く進めた国の一つである。日本のOECM枠組みで特に興味深いのは、非政府部門、とりわけ企業との協力がなされている点である。こ

の記事を読んでいる企業関係者の中には、日本のOECM枠組みを通じた保全の取り組みにすでにかかわっている方がおられるかもしれない。OECMの枠組みを通じた生物多様性保全に企業が大きな関心を持ち貢献していることは、とりわけ心強い展開である。人類の生存と繁栄と健康は地球の健康にかかっている。生物多様性保全に投資することは、人類全体の未来に投資することなのである。

改めて強調しておきたいのは、OECMの核心は、各生物の生息域内における生物多様性の長期的な保全を達成することである。これは一夜にして達成できるものではない。2027年9月には、IUCN世界保護保全地域会議(IUCN World Protected and Conserved Areas Congress)がパナマで開催される。本会議は、自然保護・保全地域に関するアジェンダを設定するための世界最高峰の国際フォーラムである。日本の美しい自然の長期的かつ効果的な保全を確保するための道筋について、日本の経験聞かせてもらえることを楽しみにしている。

（英文原文を、経団連ウェブサイトに掲載しています）